

令和7年8回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和7年8月12日（火） 午後3時05分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均
 相下 信孝 ・ 館林 朋子 ・ 永田 俊幸 ・ 西垣 隆
 野々村 貢 ・ 林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正
 山口 貴範 ・ 山中 敏彰

欠席委員

酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 高橋美穂子 ・ 林 明

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 達朗 ・ 小川 正美
 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博 ・ 栞原 修司
 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 高橋 正男
 田中 光弘 ・ 戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗
 平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
 松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄
 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	小栗健一郎
副主幹	佐藤 智香	主査	佐々木宗弘
主任主事	臼井 健人	主任主事	高井菜々子
主事	藤野 元志		

関係者

経済部農林課主査 富田 奨

議 事

- 議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 34 号 地域計画変更のための意見聴取について
-
- 報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和7年第8回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中15名で過半数に達しておりますので、
本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい
と思います。

それでは、議席番号10番、山中敏彰委員、議席番号12番、河田均委員
の両委員よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら
御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、
今回の申請は、所有権の移転6件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第31号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を
設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する、営農
計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常
時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に
抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、常盤地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第31号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1番、鷺山地区および、2番、常磐地区は河田均委員、お願いします。

河田委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では、梅を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、北長森地区は、事務局から説明いたします。

小栗主幹

3番の申請は、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、4番、芥見地区は、事務局から説明いたします。

小栗主幹

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
7月29日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、果物や野菜が栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、5番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

5番の申請は、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、6番、三輪山県地区は山口貴範委員、お願いします。

山口委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では、柿を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第31号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御意見もないようですので、採決に入ります。
議案第31号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第32号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第32号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
5ページの総括表をご覧ください。
今回は、1件、207平方メートルです。6ページをお願いします。
1番、芥見地区の申請は、一般個人住宅敷地に転用するものです。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第32号について説明を受けました。

議案第 32 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 32 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 33 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 33 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8 ページの総括表をご覧ください。

今回は、4 件、合計 2,583 平方メートルです。

9 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、46 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐北中学校から南西に 100 メートルほど離れた農地です。

2 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、運送業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

4 番、網代地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 33 号について事務局から説明がありました。
1 番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。
それでは、1 番、黒野地区については、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

1 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。
7 月 22 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。
立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 33 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 33 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 34 号、地域計画変更のための意見聴取について、以上を議題といたします。
関係部局の説明を求めます。

富田主査

議案第 34 号の内容を説明いたします。
地域計画変更のための意見聴取についてです。
昨年度は地域計画策定に向けてご協力いただき、誠にありがとうございました。皆様のおかげで、令和 7 年 3 月に 22 地区で地域計画を策定することができました。
今回は、地域計画区域内の農地にて、農用地除外及び農地転用の事案が発生したため、地域計画区域から該当農地を外す地域計画の変更を行うものです。

地域計画を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項により、農業委員会へ意見聴取を行うこととされておりますので、議案としてはからさせていただきます。

それでは、資料議案第 34 号地域計画変更のための意見聴取についての、1 頁目、地域計画変更内容一覧をご覧ください。

今回は、黒野地区で 2 筆、南長森地区で 2 筆の合計 4 筆の農地転用事案が発生しております。対象農地は資料のとおりです。

次頁の地域計画変更案をご覧ください。

こちらは黒野地区の地域計画変更案でございます。

黄色で着色しております区域内の農用地等面積を対象農地の面積を除いた数値に変更しております。また、集積率、次頁に続きまして、地域内の農業を担う者の経営面積も変更しております。

目標地図についても対象農地の色を外す変更を行います。

黒野地区に続きまして、南長森地区の地域計画変更案を掲載しております。

南長森地区においても、黒野地区と同様に変更しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 34 号について、事務局から説明がありました。
議案第 34 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 34 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第 24 号から第 26 号について、事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、報告第 24 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

24 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、41 件、合計 83,576.9 平方メートルです。

続きまして、報告第 25 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

26 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、12 件、合計 2,827.66 平方メートルです。

明細は、27 ページから 29 ページです。

続きまして、報告第 26 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

31 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、55 件、合計 24,984.97 平方メートルです。

明細は、32 ページから 45 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 7 年 7 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 29 分閉会を宣す。